

令和元年度 第2回 狹山市建築審査会 会議録

【開催日時】 令和2年2月3日（月）午後2時00分から午後4時00分

【開催場所】 市役所6階 602会議室

【出席委員】 田中一郎委員、村上嘉康委員、草野律子委員、高木正人委員、町田昇委員

【欠席委員】 なし

【狹山市】 都市建設部：堀川部長、西久保次長

【特定行政庁】 建築審査課：滝島主幹、山崎主査

【事務局】 建築審査課：酒匂主幹、嶋崎主査

【担当部局】 市民文化課地域交流施設推進担当
新井担当課長、勝又主査、本橋主任

【公開非公開の別】 公開

【傍聴者】 なし

【議事】（要旨）

第1号議案

建築基準法第43条第2項第2号の規定に関する包括同意による許可について（報告）

建築基準法第43条第2項第2号の規定に関する包括同意により許可をした物件について、特定行政庁が概要を報告した。

第2号議案

平成29年度建築審査会審議同意案件の視察

（狹山市入曽地域交流センター）

平成29年度建築審査会審議同意案件である入曽地域交流センターの視察を行った。

【会議録】（質疑応答）

第1号議案

建築基準法第43条第2項第2号の規定に関する包括同意による許可について（報告）

（議案概要）

狭山市柏原■■■■■■の一戸建ての住宅の増築に際し、建築基準法第43条第2項第2号による許可申請があり、包括同意基準に適合していたため、包括同意基準により許可した物件に関し報告を行った。

特定行政庁 埼玉県狭山市柏原■■■■■■より申請のあった、狭山市柏原■■■■■■の一戸建ての住宅を増築したい旨の許可申請については、以下のように交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められ、また包括同意基準に適合していたため建築の許可をしたものです。

申請地南側の建築基準法による道路から申請地へ通じる市道は、立ち並びの要件が適合しないことから、建築基準法第42条第2項道路に該当せず、申請地は建築に必要な接道がありませんでした。このため、申請者は前述の市道を拡幅して幅員を4.0mの通路としたものです。なお、計画建築物及び既存の離れは、基準に適合しています。

議長 意見、質疑はありますか。

委員 敷地に至る幅員4.0mの道路を新たに造ったというのでしょうか。

特定行政庁 この場合は、通路の扱いになります。市道を含んで4.0mに拡幅したのですが、建築基準法上の道路には該当いたしません。

委員 道路を造る場合は、すみ切りが必要になりますが、今回のケースは必要ないのですか。

特定行政庁 位置指定道路等の場合は、すみ切りの設置基準がありますが、今回の場合は通路の扱いとなりますので、すみ切りの要求はありません。

委員 敷地内に既存建築物として離れがありますが、通常であれば母屋があつて、その付属屋として離れがあると思いますが、この申請では先に離れがあり、母屋を増築するということですか。

特定行政庁 既存に木造の平家建ての母屋があり、今回はそれを撤去しての建替えの計画であります。

議長 今回の住宅は新築になるのですか。

(会長)

特定行政庁 今回の住宅は新築となりますが、敷地単位で考えますと増築になります。

議長 第1号議案については、よろしいでしょうか。

委員 よろしいです。

議長 以上をもって、第1号議案を終了します。

第2号議案

平成29年度建築審査会審議同意案件の視察

(狭山市入曽地域交流センター)

(議案概要)

平成29年度に、建築基準法第48条第1項ただし書き許可として諮問し、同意をいただきました狭山市入曽地域交流センターの建物本体が、完成しましたので視察をしていただくものです。

なお、現在は外構及び付属建物の工事中で、4月から開所を予定しています。

事務局 概要説明
(市役所から視察地へ移動)

【視察地】 建物概要説明及び館内案内 (市民文化課担当課長)
(視察地から市役所へ移動)

議長 意見・質疑はありますか。

委員 許可をした時と室名や間仕切壁の位置などに若干変更が見受けられます。その場合は、計画変更等の手続きが必要となる場合があると思います。

特定行政庁 完了検査までに変更内容を確認いたします。

議長 第2号議案につきましては、よろしいでしょうか。

委員 よろしいです。

議長 以上をもって、第2号議案は終了します。

以上